

要配慮者利用施設における 避難確保のための制度について

広島市 危機管理室 災害予防課

はじめに

- 近年、全国的に集中豪雨の増加に伴う豪雨災害の頻発や大地震による津波により、とりわけ、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）について、被災が目立っています。
- こうした施設では、一般の住民より避難に多くの時間を要し、また、一度災害が発生した場合には、深刻な被害が発生するおそれがあります。
- このため、水防法などの法令により、要配慮者利用施設は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下、「避難確保計画」という。）を作成するとともに、計画に基づく避難訓練を行うことが定められています。

令和3年8月の大雨災害の被災状況
(広島市西区田方)



本日の研修内容（ポイント）

制度概要

制度の概要、対象施設などについて

避難確保計画

避難確保計画の作成とその報告について

避難訓練

避難確保計画に基づく避難訓練の実施とその報告について

避難確保計画等について

- 水防法等の規定により、**洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、津波災害警戒区域**内に所在し、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものとして広島市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、該当の想定災害について、
 - ① **避難確保計画の作成及び市長への報告**
 - ② **避難確保計画に基づく避難訓練の実施及び市長への報告**が義務化されています。
- そのため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づく訓練を実施し、被害の軽減に努めることが必要です。

要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、本市地域防災計画に定めている以下の施設区分に該当する施設です。

社会福祉施設	(1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅 (2) 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、1日型デイサービス事業所、短時間型デイサービス事業所 (3) 療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、日中一時支援事業所 (4) 救護施設 (5) 原爆養護ホーム (6) 保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、小規模保育事業所、認可外保育施設 (7) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、ファミリーホーム、児童相談所 (8) 児童館、放課後児童クラブ
学 校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）
医療機関	病院、診療所（入院病床を有するものに限る。）、助産所（入院病床を有するものに限る。）
その他	青少年教育施設（宿泊施設に限る。）

本日の研修内容（ポイント）

制度概要

避難確保計画と避難訓練、対象施設などについて

避難確保計画

避難確保計画の作成とその報告について

避難訓練

避難確保計画に基づく避難訓練の実施とその報告について

避難確保計画の作成・報告

(1) 避難確保計画の作成

- 避難確保計画の作成当たっては、次の防災体制や避難誘導等に関する事項を記載する必要があります。

【避難確保計画に記載すべき事項】

① 防災体制に関する事項

- ☞ 従業員等の職務分担、指揮命令系統や情報収集・伝達など

② 避難の誘導に関する事項

- ☞ 避難先、避難経路、避難誘導方法など

③ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- ☞ 避難誘導に使用する施設・資機材など

④ 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- ☞ 防災教育及び訓練の計画など

⑤ 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合に限る。）

- ☞ 自衛水防組織の編成や活動要領など

※ 本市では、上記事項を踏まえた避難確保計画の様式を作成しています（様式の保存先は次頁最下部参照）。

なお、消防計画や厚生労働省令等に基づく地震等の災害に対処するための具体的な計画（非常災害対策計画）を定めている場合には、既存の計画に上記の避難確保計画に記載すべき事項を追加する形でも構いません。

避難確保計画の作成・報告

(2) 避難確保計画の報告

○ 報告先（メール又は郵送）

広島市危機管理室災害予防課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（市役所本庁舎13階）

電話番号：（082）504-2664 FAX：（082）504-2802

Mail：saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp

○ 提出物（部数は郵送の場合）

① 避難確保計画作成(変更)報告書・・・2部

② 避難確保計画・・・2部

※ 消防計画等の他の計画内に規定している場合は、当該計画を提出してください。

③ 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト・・・2部

（その他の注意事項）

- ・ 郵送により報告される場合、本市が1部受付印を押印し返送しますので、切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。
- ・ 様式は、以下のサイトのダウンロード一覧から入手してください。
 - ◆ 災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17902.html>)

本日の研修内容（ポイント）

制度概要

避難確保計画と避難訓練、対象施設などについて

避難確保計画

避難確保計画の作成とその報告について

避難訓練

避難確保計画に基づく避難訓練の実施とその報告について

避難訓練の実施・報告

(1) 避難訓練の実施

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく避難訓練を実施することが必要です。**避難訓練は、原則として年1回以上実施するようにしてください。**
- 訓練の内容としては以下があげられます。
 - ① 情報伝達訓練
 - ② 利用者の避難誘導訓練（垂直避難・立退き避難）
 - ③ 避難経路等の確認
 - ④ 非常持ち出し品の確認訓練
- 図上で行う訓練も訓練の一つです。**最初から全ての訓練の実施ができない場合でも、できるところから部分的に実施していくことが重要です。**
- 訓練終了で終わるのではなく、実施後には、参加者全員で意見交換や検証を行い、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。

避難訓練の実施・報告

(2) 避難訓練の実施結果報告

○ 報告先（メール又は郵送）

広島市危機管理室災害予防課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（市役所本庁舎13階）

電話番号：（082）504-2664 FAX：（082）504-2802

Mail：saigaiyobo@city.hiroshima.lg.jp

○ 提出物（部数は郵送の場合）

① 避難訓練実施結果報告書・・・2部

※ 訓練状況の分かる写真を添付してください。

② 避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト・・・2部

※ **原則、初回報告時のみ**提出が必要です。

（その他の注意事項）

- 郵送により報告される場合、本市が1部受付印を押印し返送しますので、切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。
- 様式は、以下のサイトのダウンロード一覧から入手してください。
 - ◆災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17902.html>)

(参考) 避難確保計画等の作成から報告までの流れ

